

桜井市地域支え合い協議体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人桜井市社会福祉協議会が地域福祉に関する課題の発見や発掘を行い地域資源と地域ニーズとの結び付けや地域に必要な新たな生活支援サービスの創設を検討・協議する場、桜井市地域支え合い協議体（以下「協議体」という。）に対し、その運営費として地域支え合い助成金（以下「助成金」という。）を交付する上で必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる協議体とは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 地域福祉に関する課題の発見、地域資源の発掘・開発、地域のニーズと地域資源との結び付け等を行う団体
- (2) 5名以上の構成員がいる団体
- (3) 組織内に代表、副代表、会計、書記等の役員が配置されている団体
ただし役職の兼任は可能とする
- (4) 協議体を年間複数回開催し、継続して活動が出来る団体
- (5) 協議体の名称が決定している団体

(助成対象)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業及び経費とする。

- (1) 協議体の運営、会議開催に関する事業
- (2) 協議体の広報活動に関する事業
- (3) 地域の介護予防・生活支援のために、協議体を実施する次に掲げる活動に係る経費
 - ア 地域の課題の発見のために行う活動
 - イ 地域資源の発掘、開発のために行う活動
 - ウ 地域のニーズと地域資源との結び付けのために行う活動

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、前条に定める事業に要する研修費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用費、その他桜井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動にかかる経費については、助成金

の対象としない。

- (1) 法令に反する活動
- (2) 営利を主たる目的とする活動
- (3) 特定の政治、宗教、思想等に関連した活動
- (4) 社会通念上、公金を支出することが適当でないと考えられる活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認める活動

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成金の対象となる経費に対し、第2条に定める団体に対し、50,000円を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 助成の期間は、この要綱により助成金の交付決定を受けた日の属する年度とする。
- 3 助成金の交付は、同一年度において1団体につき1回とする。

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、会長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第7条 会長は、前条に規定する助成金交付申請書（第1号様式）を受理したときは、当該申請書の審査等により助成金交付の適否を審査し、交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の概算払)

第8条 会長は、助成金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により、概算払を受けようとする団体は、助成金交付請求書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

(清算及び事業完了報告)

第9条 助成金の決定通知を受けた団体は、事業の完了後速やかに、事業完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 事業実績報告書（第7号様式）
- (2) 助成金精算調書（第8号様式）
- (3) 収支計算書（第9号様式）
- (4) 活動に要した費用の領収証の写し
- (5) その他会長が必要と認める書類

（助成金の返還）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金返還命令書（第10号様式）により、交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は助成金交付の申請に関して、虚偽の記載があった時。
- (3) 事業の実施方法又は助成金の使途が不適切と認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、事業の全部又は一部を行わないことになったとき。
- (5) 事業実施計画書などの変更により残金が発生した時。
- (6) 助成金を目的外に使用したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。